



讀史餘論
三

增
775
133



門 1 曾 4
號 778
133

讀史餘論卷之二目錄



- 一 足利及小朝之主と云々事
- 一 英室町家代の將軍之事
- 一 織田信長治世之事
- 一 右阿秀吉天下之事





讀史餘論卷之三

自建武三年八月北朝主命立
至天正元年癸酉年七月年算三百一年

足利做北朝主と云く事

美室町家代と將軍と事

南朝建元之年也

建武三年八月十六日光明院即位於十月十日

帝都小遷幸是より先帝民竊小使と云く也

年より港口の乃小勅勅を為り小義貞義物事を

送歸ふとせと日江の懐瓜敷せんと云く故小止事を

ゆぐとせ此礼天子と云くひぬ帝民の港小おりて罪を

為りし事をと憐を以て還幸を云くはん小依奉の

法小海系の事意く本家本領と様一天下の成敗と

云家小何せりたと云く書文と云りし小教お出

て有ふゆりて九日の於竊小山門と云く河の時と除く

春小成りり凡生金吾人義治と大將より松山は旗
と何く久の判官も金吾街の攻取をせりり詔りて
城より動て金吾街の攻取せんとも越前府より
我小凡生利と共ありて里見作督と共て凡生金吾
婿の七郎討り金吾街より動て我員義助も松山
入て金吾街の攻りと拂ん流と廻りんと二月の末
二城と取ひおつ凡生取んて攻取の事とせりり
城より一の文義取八月春官と八取とて流りり
せりり生捕り四月の月日左兵衛信忠を討りり同
十六日信忠の弟基嗣おりの国より四月義員松山
より報り九月義員親王取南於延元三年
十月改元 延武三 西征左兵衛 十二年十二月十二日上野村河川我

十六日武川安保原合戦女中力謙倉と合戦此年正月
西征國吉野合戦二月義員蒲原中より延元
於是羽城十町の伊勢雲津川河俣川口西の戦小
左軍利と治と女中力謙倉合戦小京流初り我員
親王の吉野へ入りてせりり取取河内へ向ひ信長八
幡小流と女中力謙倉の浦の合戦小左軍統一
取取討死廿七月より八幡原と女中力謙倉同七月
二日足羽合戦義員討死と同日十日後良遭害十六
女一日成良遭害計是より先義員忠死と流りんと
向ひ是後城と攻りり女中力謙倉と合戦義員忠死
河合の店小流と女中力謙倉と合戦七ヶ木の取城と向ひ
自らいおりの城と向んとて終りり將跡と流りせ

十三年改元
元と有る所
法元の子叔下
弟の光元等
とありし事
曆元十月
改元あり
不審尚可考

あふ細川出羽守藤原光隆神々の故郷の法勝せんとして
おのゝにゆかふあふ高き形を四月廿七日義良親王の
親王を宮へ一品入道親房親信以下結城道忠末
兵と率て勢別より却て八月廿一日改元号氏上首
十一人と越て西三位大納言征夷左將軍となり九月十日末
上たき清智兼相模守征東將軍となり九月十日末
下旬の親王別出羽守を風河ひて悉く慶長親
王親信の親王別出羽守を親房の親王の
乃内海小老と号隆親王号良親王の皇子一品の末の
親王遠別白羽の漆小老存り并花園宮懐良親王の
小老、甲由小老と号より鎮西（山）下旬と
八月九日帝不豫同十月日義良親王踐祚廿二日

帝崩享十月後村公即位親房常陸守と神皇
正統紀と載せ抄ふは時方小志有人大和河内紀伊
信濃上野武元御家伯耆備後傷中曆元二年南紀
石見播磨伊予淡路及法法具二十五年春二月親房常陸小田城より職原抄と載る六月
親信奥羽の山司となり白川の城小老と義助ハ
去年の冬新帝の勅と奉て黒丸の城と攻め
ありしは留楢城とありしは高尾城とありし
松山の城とありしは法根尾城とありしと云
乃小落されし而後等七十三人瓜分して竊るに
吾野跡ふあり臨附の宮下りて一級と加ふる高
来の一族お越ふ兵とて或は友信とて或は或は
恩賞と賜り南紀紀伊小信法具御事ありしに
思ふに

けしとあへて刑部卿義助は西國の大將となりて
四月二日吉野とまゝく作務小者く成程多く六月四日
西府のて候小病記せり南朝記信は義助吉野に居りて辛巳年九月十九日死す貞和三年南朝正平二年六月去義男の子と
誤く其後赤國の友も次守小勢ひ衰へぬ貞和三年
平二年八月楠正行去と河内よ執り京勝利と考ふり
度々小者ふ十二月武虎と師重越後と師泰は西中國
東海東山二十餘所の去と平く向ふ同六年正平四年
三条繩子丸殺し正行討せしうまうり師重兵と進
りて吉野へ攻入られ南帝賀名生ふのりれはひぬ
師泰河内小向ひ楠正儀と殺し師重は弟小向る四月
宮内を捕まへ西國の探頭小成さる是は吾氏の忠ひて

一様通ひて越後守は孫小向來し相模赤坊との
喝食をりて男小をりて京へ上せたり一人はは
内へ中入り人者りて軍をりて許さるぬとす
獨清新まゝ法下り許小可家りておとせりと去
事の出とゆく去義小がくしりられ去義討向して
去年貞和四年四月紀別百八十四は京方起りて時右を清佐小成れ
大將と揚りて静澄りたりは去義の斗ひ
りて備前をりてしとふ室大曆は長門に教
向し彼西より八ヶ國の成程と司りたりり分去義
師重と教さんと語りて小事起れて師重守の河
内石川河原に陣せりてよく多勢りて九月の西の
討斗り小京へ向りするのり小圓心則祐師重を宅小

平文結句
下の大平
ゆるり今年
を揚の小平
も平を
と三平
家人
下を
てを
物
封

ゆい小師也くねくとていへくして也冬の備後より
とん紙弱くねくとていへくして也冬
也義師也の家小軍勢地集る
高氏之傑魁へ使して一所よおまをくしてくま
也義將軍の近侍赤洞流の山而く入る十三の卯府
師也之子武秀乃御師兼守將軍の才とくむ
上秋留山二人瓜分りてんといひたり也義の中さ
きくも小師也を今より八たを信替及改たしりり
ゆい半河く上秋留山紙流る下妙衣約者ハ
元より村椒桑門の流たり生捕小師也をく
尋沙流流へくしてありてく河半よ成たり自らも
細く山流りて師也近國の地紙山家入等討せられ

とてくは押寄きて辛やして九別へ流り將軍ハ
箱根竹の下の時より天下の幸ハ直義ハ流りて
小今ハ也義の口今及及りて國ありたり馬江義
詮とあきと上流せりて改たあり師也法事と
沙流流へく小定まり十月官鎌倉とてせしる小入流
あり大平之桑坊門高倉也義の家小移り海勢
概約の沙流河り也義ハ細川吉部を捕取民く端
少路堀門の家小移り師也師泰初てハ紙流流り
と止くまくとく竊く人あふるくせりて其款
と敬せんを小師也をく身紙流りてく心と知りて
んとくや十二月八日出家時小師也ハ上秋留山
重化島ハ大流が捕也宗ハ国く越前ハ流されり

二人は十二月の末つたふ師をたふ部をて勤さ
まあり四月年二月改元親徳とりふ南約正をた
と討すより一以教書とてかく師をたふわと知り
てあれは討人ともなく小式部高いりてあひひん衆君
とちり衣見ふ後人三角入道もをたふたんとて中
と討巡りてつて師泰六月つりふをたふを新とすふ
九別二つをたふし属をてつてつて師をたふ將軍と進め
征伐せしむ十月たふをたふをたふとつてつて一の次
を義遂電是ハ師をたふ今宵竊ふ討あてて西
面ふ向ふりてつてつてつてつてつてつてつてつて
あててつてつてつてつてつてつてつてつてつて
後向なりとて是国大橋の記と平記あり 義義ハ大相(赴と

逐

越智伊ちるとつてつてつてつてつてつてつてつて
たつと上月つてつてつてつてつてつてつてつてつて
つてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
赤の福あ(昔つてつてつてつてつてつてつてつて
下知せつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
つてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
ゆふあつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
つてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
義治の境目と小落あつてつてつてつてつてつてつて
とて三月つてつてつてつてつてつてつてつてつて
神と南(つてつてつてつてつてつてつてつてつて
つてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて

十月十日武蔵義宗上野小岳と揚々十月十日
と平〜け同日武蔵越へ十月十日鎌倉入り
武州狩野川小川籠る太平記に義宗武州小川籠
めて戦ひる民傳に武州平原に逃く義興義
清八浦倉小入義宗八浦吹埴小浦とあり小將
軍押考戦ふて有り〜八浦吹埴に引くは後越後
少海川義興義清も義宗打負く馬氏鎌倉小川
わくまで二月甲子小川津山の妻小川籠る二月十日
義詮近江甲子九流とまで十月十日小川籠る八幡の
皇居とを攻ふるの十月十日八幡を根元〜六月
十日の秋大和の〜の事なる所あるは武蔵方の老安ら
る〜とありありせん〜あるも事放りて吉也〜

還幸は阿蘇宗八四月廿七日小越後とまで七千と
越中より枕井とあり池加り一万小成て他も〜
向ひ吉良も嘗も四月廿七日駿河とまで越後の勢
と儀〜四月十日更法の雲井小川に信濃のあり
同日信濃とあり河り公府侍能も色紅七百餘艘と
海より攻り〜小川ありと約つけ〜八幡
流り〜心約然然二年南朝の二年南帝吉野七年還幸
義詮師系小川の天子南方〜八義詮宗
光院の西回版の事仁と天子〜光院光嚴院の
六月踐祚九月文和と改元〜文和二年
山名時氏の子師氏義詮小川〜南方あり光
院とあり卷り〜と懐り〜師氏幼り〜天子他別〜

千丈うこぬ日くひ半もわく天下は小なる事候
けりし君臣父子兄弟尊卑小ね事ひ半も今小
例しあさ半もききてい何れも西一わらうは小
人故にさし叶いざりし小も好まされい人つる小
武家の棟梁とすられ半も公家の政務討の介
小武家の代小ゆき事と士民よく知りぬれは飛
よともおとせ武家の代と具しぬらん人を君と
あしせんも天下のかりひあさひも事たは人知
欲とすきしぬ事忠とハ情ひくもも実と
慕りあふれく相明流なとぬえあささくその
婦もささうとくふさうぬ初を礼し武家のをを
南帝の一統しぬ事叶いざりしぬ新田の氏族

うそ力ふりし一歌なれはいふもしと足利成成
河七しとゆくあられしと修の忠とゆ義を
知むる若さきししゆくも兵力弱くそつ
くまわしとわいハ道く武家と足杖の若
とと一と南小房しとれく情りと教せんもの
あひし一軍をさしぬ竟小と幼をさしぬ
義論^{治世}十年笑小結れし初め九別と弟池軍法く
たりて南軍も又結ひしと山名もさしぬ
源家友の家光島山由清入道た樹り沸と一因あを
新の義具と討と後相と兵と備しと南
兵と強ひあ改寫の城と落し武威又盛小取し
故執事仁本頼章うす仁本義長と滅んて道哲

一統不立の流病の後及巻概事たる下とて安下一不
基氏の初められし御不立概事とてなれりといふ
十二月七日義詮卒す御不立後一位と稱せり三位が義詮
とて卒せり
御不立義詮初の上流の目より卒せたる不立二年
多く南兵のいり及り山石細川仁康足利等の
一統おつきて背りり是等皆其上る人のあつた
になつてひてとる不立とていふ事尋たの事
と知りしるなりとて是等概事とていふ事尋たの事
不立の事とて御不立後入道巻とて冠せし御不
又関東の事と初め義詮鎌倉の事とて日高橋
与郎の概事とて不立の事とて御不立の事と
御不立義詮上流御不立又礼部とて甲斐國小

ありて是れが氏主義和懐の時お織りて基氏と
鎌倉小立とて不立の事とて巻入道
道概事とて道概鎌倉の後上流概事とて概
事とて是れとて概事とて御不立の事と
不立の事とて概事とて御不立の事と
御不立の事とて概事とて御不立の事と
義満十一歳とて家とて御不立の事と
吾兄十一年
息義持概事
とて御不立の事と
御不立の事と此人家也とて御不立の事と
三月十一日南朝後村と崩御御不立の事と
熙成親王受禪後龜山院也とて御不立の事と
右馬次満隆と武列と御不立の事と
是れ御不立の事と
御不立の事と十月三日とて御不立の事と

城を攻

は城小宗良

は法相と南朝と奏して右の如く

持明院殿大覚寺殿代より、此の治世より三程の許

若くは、此の治りより、南朝と相懸り、此の治りより、

武家印願元の如く、其の友位相遠り、しと、再と

中せし、南朝の二卿、其の概井、其の先と、其の和懸、其の

此の南方の、此の河内、大相和泉、此の伊賀、伊勢、志平、此の伊豫、

上野、越後、伊予、備前、石見、長門、越中、肥後、日向、大隅、薩摩、

此の伊予、此の伊賀、此の伊勢、此の志平、此の伊豫、此の建徳元年

春、細川頼之、軍勢を備へ、河内、小向、ひと

楠と攻む、其の儀、城より、其の防りて、防りて、其の山名

氏清より、下知りて、其の又、其の氏清と、此の元

其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元

敗る七月、此の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元

花管之代、此の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元

此の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元

入る南方より、十八日、細川左馬次頼元、此の元、其の元、其の元、其の元

楠川退天王寺、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元

同日、退四月、楠川儀上、此の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元

討む、此の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元

要害、此の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元

山名、此の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元

於楠、此の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元

以下、百餘人、此の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元

建徳元年、此の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元、其の元

系小伊予南嶺庵
禅門と号す云縁事

願野向

此の元

此の元

此の元

此の元

此の元

此の元

此の元

此の元

鎌倉の氏満小山と疾む此半とて信別の官方皆背き
ち故言宗中り所り宗良親王南方小走り河内金山
に領ありて新系集と撰りる永徳元年南紀元年氏満十
二別の兵と備へ上杉在房とと大將とて小山と攻む
氏満武州府中小隊して九月義政遊来して攻む
謀せし二年閏正月南軍起り楠宗別去丸城籠り
山名義理とて攻む同右馬次氏頼親死し丸
公死す一紀別後代お城あり楠一族六人廓次百に
十人討つる氏満と死とすり義理後代とちる元年正月
後小松院即位六月後お融二年正月踊方の節今不
義満内辨時不後一役友十の辨辨宗院淳和院お院の別
向氏長者とり向院別向氏長者の初は六月惟三官至徳

二年南紀元年六月関東の官方小山大長丸古河とて合戦して
敗るる嘉慶二年元年春義満高野ありて河内紀別南
軍多し一君起り一征伐せんとして楠正秀おれ河内を
かきつて山名氏法おれ終りて七月関東お方小田守掬
一上野界休城に秋義満強河一上向今川上徳久恭範
館とて留士のおれと誣せ八月均路は月お後刑部卿
康の去身時向侍おる満貞とて合戦して後元年十二月
英法のお後大膳又入道頼家死してと息康のく英法
尾張伊勢の守護と合せし河内貞の兄う代名とて系
せしと惣領おまん事とてありて義満お弟お後背の文
因り捕殺す誅殺あり康のそれが留たれ一味と系
御座る河内事とゆれ八世中とて義満おて終事と

若くは軍と討て天下の憂を救んとて上洛
の志あり義満上杉利根を輔憲春の書と勅ひし
憲春頗り小治のしと氏満月ひきまに憲春治の
のりて自表しぬ氏満志を感して上洛と止む月
上杉中務入刀禪助ト仰し向し男体成と成病し
より事面治ふ如きならぬ南軍喚ひ喜(近宮の中へ
河内小杉田村橋本福塚守依大神官守人尾守純
別よ湯淺山本島地勢川貴志野上守大和守三輪
貞本守野酒邊依和秋山守信小治りぬ伊勢の守月八
いまも勢小喜(大伊勢大和郡守伊賀郡守志平
等と願せり明徳元元年春山名留山と和国橋と
河内藤原と合戦捕賊と上杉大膳を又康の罪と

許さる山名陸奥守氏満播磨守満幸と山名守守
時長守内少輔時照右守氏幸と討つ是ハ去年
九別下向の討敵伊守時義但守玉地勢を立て下知
と書くより満さんと云ひあひしり九別殺命と
付てと治法をさる小治月日時義率すとも息守
程とさるの推察河内守小治の天祖の罪ハ子孫に
轉ふてとて氏満守討すと云ひ氏満守一家の者
近治の半備小高家嘉敏の妻と云ふり上意をれハ
禱あり小治をさる事と地卜て謀候ありと一也一治不
色一能くしりしとて一守時守免りしん大氏満治
向しり先小敵討てと云せりやくゆきぬる事と云
とく治守守守守と云り一守守守と云り

山新よりいひ家老上様と答願よりいひ千葉中山長江
信成作行少田守部言形次と八巻形よりい

揚りに義満は奉期家の公揚家七法華をくわつた
傲ふとも揚家ありハ朝家の暮し始りてこそ家
わらふ別れハ揚家入暮し始り義満初表世の
代の政ふ傲ふ事ふふ不孝文術の怒り或家の暮
し一もも是より始りて人て此人驕奢ありて動
とれハ主朝の禮と借薦しと世知高徳の本面を
くわつてハ天祖の降臨とゆりハ事と朝しぬとく創
業家統の流傳を思ひたるハ事始り

六年の冬十二月のり十月十日ふ月左京大夫義弘朝
陽お老平井新集のりて書内とすい人中心のす

青蓮院坊友伴と法眼しとくせとも故よりして未
らそ和氣純伴統中全のまと城の城ふりてむ
南方の楠西秀二部鳥の長らひ百條跡とて地加りり兼
池肥前も城の浦よりあり尾別のま後ふ内浦冷
ま池田周防守秋政山右衛門守り子満氏も同家
たりとて書内義満経海和尙とて義弘とてむれた
越つた十月八日義満赤幸とあり高力少輔と進め策
頃留山基と新政細川山右衛門守赤松赤良石堂
吾え源川一と今川一と後伴と赤成田小笠原信河野
伴勢と自の兵部左衛門守跡宗別と向ふ九月卯の附
より我初より初會とあり力尽て身と退くは附と留
后が將滿森お記とて書内池田秋政も尾別より

起てゐたは、とりま夜更法と相違、極くまで長敷の
城より、山石満氏丹波の山向、序りて、詰、残ふ
十二月、大石の城の口と、核拂ひて、城より、入る義弘
昌山、尾張と満家、討つ事、地、極れて、九、山、病、初、捕
極れぬ、義弘、子、新、物、持、盛、治、の、此、時、より、昌山、基、金、河、内
紀伊と、傾く、細川、杉、津、初、家、と、沙、ふ、は、年、七、月、源、家、敏
満、満、友、の、字、あり、十月、大石、武、別、府、中、より、亦、も、寺、寺、ふ
降して、又、足利の、序、を、終、す、ゆ、れ、は、七、年、三、月、の、日
足利、序、を、疎、倉、より、義、満、と、相、懸、ま、す、と、上、校
中、野、が、備、前、宗、入、道、禪、助、頼、久、と、申、す、ゆ、れ、は、南、北、の、時、
那、を、平、元、と、ま、く、大、内、初、家、と、疾、り、と、時、秋、を、世、の、ゆ、
そ、を、も、亦、各、皆、て、同、系、より、一、言、も、一、紙、も、作、と、考、へ、ら、る、

る、を、り、り、と、申、す、ゆ、れ、は、南、北、の、時、
前、書、と、く、相、あり、と、申、す、ゆ、れ、は、南、北、の、時、
別、分、を、り、り、と、申、す、ゆ、れ、は、南、北、の、時、
極、く、ま、で、未、の、ゆ、れ、は、南、北、の、時、
ひ、く、ま、九、列、の、身、一、人、の、海、城、初、と、申、す、ゆ、れ、は、南、北、の、時、
上、を、不、着、と、申、す、ゆ、れ、は、南、北、の、時、
事、は、上、を、不、着、と、申、す、ゆ、れ、は、南、北、の、時、
ま、く、は、今、天、下、の、ゆ、れ、は、南、北、の、時、
長、久、と、い、ひ、百、人、を、病、と、申、す、ゆ、れ、は、南、北、の、時、
上、校、を、り、り、と、申、す、ゆ、れ、は、南、北、の、時、
源、家、敏、の、ゆ、れ、は、南、北、の、時、
ま、り、り、事、は、南、北、の、ゆ、れ、は、南、北、の、時、

九年二月鎌倉滿蒙の事 滿員法奥國の管領として
蘆川城より中を以て此時伊達大膳より政宗入道首々鎌倉
より上杉藤原の依氏憲向ひて六月大坂にて相見後
軍勢地加り政宗打負く九月より海軍十年四月七日
新田義隆の義隆箱根中より逃れ居ると安政元年八月
唐倉の湯より討つ十二年義大の使あり義滿と
日守より封して冠服と賜り是より先永祖の御り
総海沙森と明知ふせし大抵よりして治まり安政
六年大明の使侍仲献に遣銀両より入流候御し
是ハ大明より二度と使と賜りし小笠原より弟池
止りしより弟より封して故より弟と賜りしむし義滿
翌より九月より弟と還りし八年義滿明帝(使となり

英令より及及物等と抄す九年二月建文帝書を
賜て日本より道義と稱しあひ十年十月成祖書を
賜て良位と告ぐ十一年より使來たり相又十年を故
對馬の海賊被金の多りと罷せしと及義捕て年
けらる故より勅書と賜ふより以後例として將軍
家と日本國主と封せしむる十六年正月北山行
幸乃義法殿と書し珠板と稱義嗣と携へて川中
かく定むるより十條より道南策張和介の令あり共
座次由製の次より沙門乃義之次より深義嗣之次より
関白藤原經嗣之次より義嗣左馬頭之次より西之次
り之次より又使に候りし深義之次より成りしは及
義持の弟の留守より

時不候一任大綱言より一任不候言はるる
義嗣の威名と云くせんをりしと云く

日月道傍府良綱國白く伴一忠嗣く改じ是義
嗣と遊しきりて一月義嗣内表と元肢之儀
親王に推せ忠義位に任り中納言元時時守前
征夷大將軍大政大臣位に推す元源義満入道
道義薨中太上天皇の尊号と稱する義満の時
三月大明朝使が義持小使節を賜ひ道義とす
られ書文を賜り恭献とす強す

梅より義満知くして天孫つとく南征西征して流
南と一統し西征して西征して静りり
朝家と定し武家の統と定し室所家の盛
なり事一いつと器と細れも天下共成る朕
とて其徳と稱せしは終る親なる一族豫念の民満

海兼た小老と計らの志ありて出たる礼天下を
よむより流し徳とすお減せし天の尊とす
五夜座の山若時義かふ思言流人のや一任と
えり小友人と推し徳と計らされ天下の人
あさ心をもちし山若た内り礼とすし世れ
今よ將軍の目的な例よい人とせし徳ありは
いそれ事してつとけ人の世も南もあり一統と
後代を武成と稱せしはい人たぬたは流り
死してあ上天皇の尊号と稱し武家の光榮と
せり事一実あり事と稱せしはい人の事とす
何れも大明朝の帝より日本國王の封崇せし其
奉仰むる事一いつと武家の礼成と定て永く

幕府の例とすむるわらうか或は之を論士と定む或は
功立者より出くさるる梨子へられぬは其息子の原
事と稱せぬれどもいふゆゑ南小一統といふ事御
一統世といふゆゑ君を盟約のこゝに持明流教
大覚寺教の世末と代りて帝位は臣に下されしか
以後の形れどもいふゆゑ物不共一止の形流か
あまゝの形よと約のこゝにあらうかむ信とまひ
人といふゆゑ天下のまはるる者信よ出るゆゑ
すんハ行といふ形をいふ又を御流のまはり日本
よ封せしむるも一人をその共勲功よりして友
加務といふんこそ誠の先業といふゆゑ南
い人の形をいふて何とするか其公のゆくゆく

信よまはるる世のゆくゆくいふ人三十七歳の時に友
と望むるこれ小平法盛が外武がはるる信
まゝ一例をいふゆゑもいふとまゝとまゝと
あゝいふ家のいふと押へていふとまゝとまゝと
細川昌山等と柳家法親を推せんといふこと
形て初終をいふゆゑもいふと孔子曰る不正則言不
順言不順則事不成といふ必可言也言之必可
行也君子於其言無所苟而已矣といふゆゑ
る大匠といふ人信といふて君といふる友といふ
其友有る時必
そ職掌ありて是と名之可言言之可行といふ
王のまはるる事武が天下とありてはるる天とま
世の共まはるる事いふと名之可言言之可行といふ

古の人教と論して小人の輩君子の本を以てひ
事とてはるり又まふ目一小人の息を傷ひらと傷ふ
多ひなれはいつともして秘智く家留んりと思ひ
形よよのつらきまれば信よ六十餘年の死と成八十
ヶ玉成ひむ玉七ヶ玉成り金也願せしうの立功を考ふ
あふあふ他ともなき義政將軍の代よめてき刀
刀又ハ書函數物よ價と定めてまといて賣せしき
天下の人年う利よ執りしん傷り深珠を哀なき事
いつそり福をりおとらん豊はた周と六十餘年恙く
なきあふ今ハせん方なき朝鮮とも奪ひせんと思ひ
あふく流よ世の礼と日記一其家とも亡えれり上ハ
義満幼子と書し一長子と稱し日記して秘なき事

毛子とて私と論し一いつか後し一いつか事とて
凡ハ小人矯恣の性よく依彼をく人よあひ一いつか代よ
有し今川貞世入ら論せし一其むを病よ南なりとて
そのれ

義持ハ應永元年十二月九歳とて元禄一正徳下在年終
成り征夷大將軍と稱し其古に歳の時道義荒一政と
之川く其り一治世在一年之應永十七年十六年鎌倉の滿兼
率三十一其子持氏はく六月新の貞方の義宗とて一人侍所
千葉外して七皇漢とて斬る十八年七月起彈正右衛門
少将義経申細と其後加賀とて殺して討し日向小侍
の由城あり申細討り在年八月稀光死後小松皇子
以時依んるも南帝の在りも中佐の事とて其あひし

東家實仁と主中より伊勢守月平と大和紀伊河内淡路の
官方一回より御方なる所より中御位事御方より一々悉く洩
るをとりふ十二月夏月の官方伊達公程九郎御方御方
大佛の城より御方持氏島山此理多又因詮より評合しして
攻めす廿一年九月伊勢守月滿雅中御位の事より兵を
揚ぐ國一黨神戶率玉府康伏元等と大和伊賀志戸の
兵悉く池原の池より小島後泰のこゝよりふと廿二年春滿雅
後泰より河内の城と攻めり後泰のとてしして東送河射賀多氣
大河内河内玉丸等の城と争ひし義持上杉左衛門
持益と大將しして小島中御位後泰等とて討しし
手越くと病しして玉島の籠り河射賀とがむ城固
ちて拵ぞ九月南帝の太子をのりて中御位を命じし

廿一年く廿二年四月滿家の家光上杉氏憲持氏と謀り
事てたつり小島居居と上杉安房与憲基岩嶺より氏憲
入道禪秀竊ふ同念の事と儀し南方の礼と侍て兵を
起さんとし七月より討て國示の兵滿家の池原のありし御
方人きしと持氏よりト知そ廿二年七月月中旬より八
列の兵滿家より集る十月晦日大納言義嗣と林光流と押
籠り義持の代よりして中御位よりより小島と注名道純一は長嗣家
伊して廿二年大納言よりとて争ひし
是ハ道義五世の日將軍と廢しと義嗣と三んとせし
事なりしして薨せし小島綱公ひきき事より御方今因
示の礼と儀し滿家禪秀と遊しと事なりと儀しとせし
御方より御方十二月二日の夜持氏の叔父滿家御方持氏
及び持氏よりより御方一家より同念の家

語を揚ぐ二日持氏傲然して憲基を依行の館より因
る日持氏廟へ谷上杖渡の所氏弼氏定と去將と
我中より一も禪秀の方より法皇の勢池加り既し十万余
のふ攻し一も持氏我ひ破れて彼より入弦河の所
也其の歌の所より討つ者多し一日して水舟を擧ぐ今
川範忠と頼む氏定は法皇の道場より自ら去り持氏
臣別國法寺より去り笑て依軍の士去り一も集り
持中より禪秀より絶せしういふ清寺と攻破り入道より嫡子
伊豆より憲方持仲より依ひて武藏より向ひ持氏の所
南一族は戸豊信より二階堂より我ひ打負て鎌倉より
仰り禪秀より聲岩松治部守備持中より仰りて力紙
命を義持より一もとて今川より葛山より教書と成る

大正五年正月朔日浦澄持仲と禪秀より武藏より向ひて
世谷より我りて打負たり一も我りて破りて岩松より禪
秀より依りて諸人皆よりぬるなり持氏今川大森葛山
と攻む禪秀打負て十日より君の下の山物より浦澄持仲
禪秀より憲方より憲春依りて浦澄持仲より十七日持氏鎌倉
仰り岩松治部守備と依りて彼より我りて我りて
と生捕同く月より捕りて子息宗純は病ぬるなり
基再ひ我りて一も 此は禪秀より絶せしういふ清寺と攻破りて 大正五年正月廿七日
義朝と我りて破りて彼より一も 此は禪秀より絶せしういふ清寺と攻破りて 大正五年正月廿七日
大正五年十月十日 此は禪秀より絶せしういふ清寺と攻破りて 大正五年十月十日
大正五年十月十日 此は禪秀より絶せしういふ清寺と攻破りて 大正五年十月十日

鎌倉以金居して金銭執行せしめて自責を又常陸守小
栗初満を背く持氏上杉小山とて討せしむ
三十年三月深義量將軍も任す廿七日月長徳ち友
うらむ月持氏小栗退治の爲下郷の結城より八月
城落小栗守却守右馬次内綱とてあはれ討は討せ
て諸事終りも小栗退討の多勢諸河まであり城あり
とて守り守り持氏武統府中とあり安らむて満徳の
あり依り事終り候とて三十一日三月末より
腹面堂と候しして府中より討しむ四月十二日南帝
後龜山院崩沖六月腹面堂上京九月又府中より
持氏とて向く諺めく事鎌倉相睦十一月持氏鎌倉
三十二年二月廿七日將軍 齋藤正信下義量討死十九

義持事小政務以司り九月志士の伊勢浦より去る
とてしてお年々々々二十四年六月赤松系より入海祐
同誠法与持貞事論の事あり赤松一族ハ持貞持貞
伯和事他同情をわむとて守り海祐ハ別務ヲ獨流とて
持貞ハ別務ヲ先の貞範ヲ承るも庶流なりとて持
貞ハ義持の範に守るハ二別と緋の満徳懐りて己の範
とてついで持貞より白幡城より範の義持のついで
細川持元山名満照より作て討んとす十月法長一味
とて持貞より満徳を討つ事とす持貞是候より
自責しく満徳ゆりて十二月廿七日海祐を討長元年
義持不例嗣の事評せり或ハ連枝の傍の中と還
候事一めんを討成ハ持氏御りて己の範とて守り

以後ハ早く明流殿の行嫡流とて宗光流の出来
此正統といふべき也

南朝元大徳寺の一体とすへハ實ハ後水社の
皇太子とされし御子と稱しやるといふハ一人臣の
子と成されて侍ハ成りし也稀光流の此世迄の
事と成せしむる時ハ一体ハ因りて宗光流とい
流宣りしハ小和南宗系ハかくて一首の可と成り

帝位ありや本^寺の精つとす

世と成りし行の室ハ御一とす
さうして御成の室ハ定たりとすは成されし
そのハ今も世の室をとりて侍りしものもあれはた
まらやあらうらむと

南朝元ハ此時南帝の官御位とせりし時ハ那と
事と成りしとす吉田侯一侯才房以下は依りて此
と他ありし移しをせしハ南方の軍源と成りし十二月
官ハ成伊勢とす竹原ありて國司北島の子と成りて
又吉田も右軍將とありて永享元年將軍元服島山
加冠奉職と任^し將軍宣下講と義教と成りて大納
言位と任^しなりし也 是初く是月 既來の時 七月南軍執事十布久也
國司滿雅の討りしハ仁本一色等と成りて刑部^{世保}持頼
大將より西國成務と成りて討れ南帝の官ありしと成り
りて成務と成りし也此の家は後水社寺ハ今も在りし
覺理といふは小和南宗流とすは滿雅の子成りしと成りぬ

は討つに程神意とさるる方よ後々わかれし神位の中
いづれも傾けし人とも有りしに宝劔の氏と目しられ神
意の良基と目しられしに帝の政の成
りりれしをくちや且ハ武家の成業をさすは家より
初をせしきしとやとるのよとくむ代の馮たりゆまは
似たり形の人とも博字宏也とありしに代々の帝の
所とておとせしとく致しひもふ事終業といふ
事の明をぬ俗人の成りたり

永享二年二月將軍伊勢赤良四月高野山御系病依在の大
名女之人は帝の南方巡見八月赤良御系病を致し
道智の女房之人罪ありて致し七年の御系病女有りしを恨て
謀るありしに帝の御系病病不捕すも之を九月留す

足物として弦河岡より今川範政の館を致し秋の舎
りり其後内治時十月赤良御系病ありしに御系病伊勢を推通と
うの十二月赤良とありて降すも七年正月を後の大友中智
が捕致し大内持盛河野通久に命じて今我刑部を捕通久
致し七月小早川又吉御系病として御系病又持盛を助け大
友と討つむ十月山門元治致し坂本志實も城守山名
持盛として攻む十月十のうり十二月中致し不正として六年
正月山治致し七年山治致しむ山の傍に十人致し九月
赤良御系病として討つ八年島山方河内の子孫代を依り
女と大將として御系病を致し御系病南軍と備して高取の
城とありし城致しして不為し十月信濃の赤良大膳又
村中智を捕し致し村中智と御系病と備命し致し持氏也

七日上秋憲重父子一色主兼自害之節次憲重なる
謀りしゆくとの多し一十年二月十日持氏満貞満貞持氏
自害持氏廿八日義久自害於憲重故天子の命と乞ふ
事一移千名事一不付保く自害せんす人乞と歩りし
出家して巨別阿闍寺より周布く長株庵より十二年
正月持氏の存意一文行を尋念と乞く相別今泉の
城より苑り笠原法方共して攻む持氏の子春王女王日光
少より乞ひし月山と乞く後城中皆備民無城入り即田
在島外古河より宛り春王希度上別より移り尋念方乞と
攻む四月去庫法法方後城より向ふ五月終日京より持房と
下し憲重入道と保く一文た京より義久京より八幡宮より義久
高野越智と攻む相別之怖りあり將軍の近く居たりし小

命と云々一色南帝より志ありし港しけり小実香とも乳
き氏或回信重より作て海軍と乞く謀り一族三百人自教義久
將軍の志より又細川護国守より作て去後世保持親と相別多
武重より討り持親親ひ保れて自教一色世保同く武
七月一色伊予守武別より乞く後賢を依りし城とあり其後
上秋と親りて保れ去り信法の大井越前守持光永承九
持光と取まて笛吹峠より移り上秋と乞く討ひ月終り
京師より武亮上野越後信法等の大兵結城と圍り攻む
此時伊勢の由司滿雅の嫡子中将頭雅之河内河内の城より
次男少右教具多氣の城より討り將軍親りし相親と討て
去りし世保り伊勢の守後城と止く由外より乞ふ八関
系群を乞ひし時官方移りたる大軍一統の好む目

の二強と名謀るべしとあひて動かしられしは九月
義教天皇の御大覚寺門主大僧正義相御命を以て人の
慈悲深くして人の崇敬大くするを南帝寛成とも
親しむ深く南帝の御命を以て軍が威を仰ぐひ
瑞と名り天下悉く固窮を致しし君とせしむるを
新氏の昔と称するは一國内の官方年法の根あり閑
亦又大にこれぬ九列の東池大村と傳へんは故色也勢
小を以てし天下の及後いつたりと南帝の御命を以て
ふ初使して東池は比後有るあり東池昔の八徳城の
謀事身まて望まらるるは来年の末に必天下及後ま
るしとせしむるを南帝高名と傳へる義相僧正の
病を稱して去後一久が如はと止りしありんは故とて

義教討多と句んすす傷心坊友大和法僧一人と具して
病ふまに死と告して死すと為りし僧と討多は故法を
云々貴い事ふより一とせしむる嘉永元年九月傷心法僧
印り民衆に入佛のあひしむるを印字の農具候
是てこそ名と農人は同とせしむるは却りし事とせし
農人必は人をくしむるはよす時傷心東池をせしむる候と
農人奮然とくむるに事あり

死にふらむれは死にしむるをわんたむる候とせしむるあり
山法の花よりいふま候をひれ却てはしむるありし
いふ候とせしむる候とせしむる傷心と法僧と討多は故法僧
せしむる
いふ候とせしむる候とせしむる傷心と法僧と討多は故法僧
せしむる

持氏の兵と接してはわふと力とをひ因東の逆礼
をより止事なるとも一つは義持の誓を以て
らとて一而して二つは義教の誓の力とて
武家の持衆ふとて一は武行の誓とて一は
より親りしなりとて一は義教の誓とて一は
家ハ事なるとも一は東山の礼とて一は
親りの誓とて一は清水の
神の誓とて一は
持氏の誓とて一は
る氏と義兄と末年小公よあはれ
なりとて一は義持の誓とて一は
其後義詮の誓とて一は義持の誓とて一は

歎ひきり義詮の子只二人義満満詮の二は満
詮事なるとも一は
せし義満の子七人義嗣と詮とをせしとて一は
義持の誓とて一は
せしとて一は
てしとて一は
せしとて一は
一は義持の誓とて一は
といはれしとて一は
りふとて一は
義政の誓とて一は
逆の誓とて一は

且い天下の富を以ていりて長子の命を志く傷ふはせら
と一々に那を事なすやあふは美ふこりり
時と細くの初より一義教のより論をふ不及
ととも代の始に南帝に盟約を遂ひて法皇の左軍
家明を不報りあふ存りて神倉と滅しと持氏
天子二人と教一を連て後又天子二人と教一を
義教傍正と教一を信して容易く一色世保
南方討手の大将と教一して教一若常ふはり年
を一々天下の人為氷と踊りゆく教一と一色代の物
おるころり且い満祐小教せしきと一色と自れを
振れしは満祐くりし者義教の討つと持良よ不
傾多く教一をせんせしきと一色と教一をり

義教の代に教一もまを教一と信しと一色と
由りより兵と教一を死しと後力をとけり
礼をく又教一を信しと一色と一色と
家入りて後酒宴と一色と一色と
やあ成りて一色と一色と一色と一色と
りは高河何若う教一も一色と一色と一色と
より信りて一色と一色と一色と一色と
をらりて一色と一色と一色と一色と
教一を信しと一色と一色と一色と一色と

義教九歳と一色と元服正倉下中將に軍宮下りり
嘉吉二年七月に百葉十歳活世二年為馬よりてなり
或は一色と一色と一色と一色と

懐てこれ人毛子らとんらふふりかうやゆし終る死
義成法く公家後小義成と終り同大分捕利の浪人満祐ら甥
赤松と初則定とたそく兵と起す山名宗全清平利基小
満祐ら甥九月廿一日次南兵吉野十津川河内紀伊の人
等南帝親と助けあへて二百餘の勢二子よつて
一手八捕和の越智大將とく局可より放入て放火し
一手八捕次初大將とく大内へ入て清深めよお入帝ハ
近侍赤松下の青小幡幸南兵三種の神意とありて
内侍下の廣植とく東門の砲を放て東山回判なぬを
より許意ハ吉野よ送る家叙とハれとつけて清水との
山堂小松切南兵ハ江獻山の中堂小松切のちわら東山兵
山代中堂と放捕越智成死とく南帝沖自害あり

張慶虎 是ハ日即赤洞流一小有親の御守のよりま
て流せらる其子赤松右大女資親ハ其事を知りて
これた流罪と稱して流せらる文安元年八月南帝
の方子二人の内一人ハ吉野の奥に許意と保りあひて
西人南方に新宮と作し一人ハ和泉河内大和の浪
人等と保りて人情を籠りりよ小島山軍勢とをて攻
めりて利をくくく南軍勢とある細川おねる向ひ
我て城落しとく南兵紀伊小郡と二年正月は別の
所とく大膳を入れた宗任父子放りてく自給と
仍とく赤松放りてく約り二年八月放りてと攻落す
わ初自害と九月島山家松作と庫女等紀伊の向
ひて自害と殺ひち初り四年留横次初強山伯文

よて討れたるんよ八教祐又伊勢(約)今(今)此難(此)事
され八王代一覽(一)た(た)与(与)女(女)我(我)而(而)と(と)拜(拜)小(小)せ(せ)る(る)也(也)

六月(六)東(東)より上(上)秋(秋)房(房)殿(殿)定(定)改(改)号(号)不(不)修(修)を(を)誦(誦)念(念)と(と)改(改)じ(じ)成(成)氏(氏)
稱(稱)れ(れ)て(て)蘇(蘇)行(行)十(十)月(月)昌(昌)親(親)と(と)會(會)我(我)上(上)秋(秋)打(打)掃(掃)つ(つ)十(十)月(月)相(相)違(違)尔(尔)
會(會)我(我)上(上)秋(秋)稱(稱)り(り)分(分)信(信)會(會)我(我)上(上)秋(秋)打(打)掃(掃)つ(つ)武(武)州(州)中(中)子(子)と(と)稱(稱)す
康(康)平(平)二(二)年(年)又(又)昌(昌)山(山)政(政)長(長)義(義)就(就)河(河)別(別)の(の)菅(菅)振(振)小(小)お(お)わ(わ)て(て)會(會)我(我)を(を)
義(義)政(政)二(二)人(人)よ(よ)會(會)して(して)和(和)睦(睦)せ(せ)り(り)同(同)く(く)入(入)洛(洛)
南(南)朝(朝)元(元)弘(弘)長(長)義(義)就(就)の(の)命(命)よ(よ)そ(そ)し(し)て(て)義(義)就(就)を(を)傳(傳)して(して)河(河)別(別)よ(よ)分(分)信(信)の(の)命(命)よ(よ)り(り)奉(奉)回(回)た(た)明(明)寺(寺)河(河)別(別)よ(よ)り(り)我(我)ひ(ひ)り(り)り(り)と(と)王(王)代(代)一(一)覽(覽)よ(よ)り(り)義(義)就(就)は(は)同(同)く(く)大(大)和(和)斤(斤)を(を)の(の)色(色)を(を)か(か)す(す)に(に)義(義)政(政)呼(呼)ば(ば)し(し)て(て)誦(誦)す(す)初(初)智(智)し(し)む(む)と(と)す(す)也(也)
長(長)祿(祿)元(元)年(年)九(九)月(月)廿(廿)六(六)日(日)義(義)政(政)才(才)者(者)為(為)虎(虎)と(と)
遷(遷)俗(俗)せ(せ)せ(せ)た(た)る(る)政(政)知(知)く(く)名(名)高(高)く(く)せ(せ)同(同)宗(宗)の(の)主(主)と(と)な(な)す(す)た(た)れ
とも(と)あ(あ)ま(ま)の(の)兵(兵)多(多)く(く)成(成)氏(氏)小(小)志(志)あり(り)て(て)政(政)知(知)ハ(ハ)伊(伊)豆(豆)山(山)城(城)
越(越)え(え)任(任)せ(せ)山(山)内(内)前(前)谷(谷)若(若)光(光)と(と)作(作)く(く)王(王)代(代)一(一)覽(覽)六(六)寛(寛)正(正)三(三)年(年)十(十)月(月)の(の)
王(王)代(代)一(一)覽(覽)六(六)寛(寛)正(正)三(三)年(年)十(十)月(月)の(の)事(事)を(を)記(記)す(す)た(た)る(る)事(事)あり(り)

二年(二)六月(六)廿(廿)七(七)日(日)の(の)初(初)南(南)帝(帝)高(高)橋(橋)院(院)殿(殿)宮(宮)御(御)神(神)會(會)場(場)遊(遊)と(と)
白(白)如(如)元(元)為(為)滿(滿)祐(祐)の(の)家(家)人(人)和(和)見(見)右(右)卿(卿)之(之)案(案)内(内)大(大)臣(臣)実(実)量(量)小(小)使(使)
あり(り)赤(赤)松(松)の(の)家(家)臣(臣)下(下)り(り)と(と)歎(歎)て(て)吾(吾)氏(氏)の(の)山(山)内(内)院(院)を(を)稱(稱)れ(れ)
文(文)書(書)等(等)と(と)も(も)名(名)せ(せ)り(り)て(て)赤(赤)松(松)の(の)運(運)罪(罪)を(を)免(免)る(る)
事(事)や(や)り(り)ま(ま)さ(さ)し(し)て(て)何(何)れ(れ)に(に)南(南)帝(帝)と(と)討(討)て(て)神(神)會(會)と(と)再(再)ひ(ひ)給(給)ふ(ふ)
歎(歎)して(して)罪(罪)を(を)稱(稱)ふ(ふ)也(也)と(と)い(い)ふ(ふ)内(内)府(府)か(か)く(く)奏(奏)す(す)武(武)藏(藏)の(の)
山(山)内(内)院(院)と(と)い(い)ふ(ふ)と(と)い(い)ふ(ふ)赤(赤)松(松)の(の)一(一)族(族)真(真)為(為)右(右)衛(衛)門(門)中(中)村(村)
源(源)氏(氏)と(と)相(相)織(織)り(り)て(て)十(十)傳(傳)人(人)南(南)帝(帝)小(小)使(使)奉(奉)と(と)活(活)ひ(ひ)し(し)り(り)也(也)
され(れ)り(り)は(は)初(初)中(中)村(村)為(為)入(入)て(て)南(南)帝(帝)と(と)討(討)ち(ち)り(り)し(し)り(り)也(也)
す(す)が(が)十(十)津(津)川(川)に(に)遷(遷)幸(幸)遂(遂)に(に)為(為)御(御)之(之)中(中)村(村)に(に)討(討)れ(れ)り(り)か(か)く(く)
神(神)會(會)と(と)八(八)直(直)為(為)右(右)衛(衛)門(門)中(中)村(村)為(為)入(入)て(て)初(初)中(中)村(村)に(に)討(討)れ(れ)り(り)大(大)内(内)の(の)事(事)り(り)
義(義)政(政)也(也)と(と)滿(滿)祐(祐)等(等)義(義)雅(雅)の(の)子(子)小(小)性(性)為(為)法(法)作(作)と(と)い(い)ひ(ひ)ま(ま)り(り)

子一松丸とて小松ふさるゝと云ふ事して赤松次郎政則と
号し富樫入道安房の次加賀守とて獨りり宗全慎とて
石見とて周封とてと稱せり
赤松次郎政則は八雲宮の事なり八雲宮
を御守りし者なり石見とて封せり八雲宮は赤松の事なり
宗ありて今群集して河内を治りし事なり

楠の少後醍醐南の遷幸の事とて後二十六年とて南
北の分作とて後二十年とて南帝垂ひ赤松ふさるゝと
云ふ事とて封せりとてと云ふ事とて
七ひの事なり

文政十三年十月言於益城郡矢部庄自磨山申寫之 中村直衛

寛正元年九月留山島の依義就又義政の令とて
之を河内(近江)若江の城とて尾張守とて
改らる義就嶽山令胎守とて城守とて城守とて
二年四月義政細川山家或田依とて来りて二十
余別の兵とてとて政長と助けり分令胎守とて
四月嶽山端の義就高師少とて并の政長とて政長とて
之を少とて高師少とて并の政長とて政長とて
寛正元年八月政長家願とては十年十月義政の
浄土寺門とて義就とて遷俗せりとの後下た馬江義就
名を天下とて清とて和とて細川清九とて高師少とて
六年十一月義政男の子誕生とて高師少の母赤松贈
之を少とて山家守令とて相とて共男の子誕生とて

かの宗全を小惣と

梅久小勝元八宗全の聲をとり御元初の子をくして
宗全の子と奉る其後実子とせしむる者子とハ御
せり是より宗全を候へば又赤松次初の家と
主一奉と候へば元八義親世と知りあり御元共
権と候へば一いつともして義親とありんとは
事小惣とせしむるなり

明の文正元年三月勅政右兵衛督義康右兵衛少輔義敏
争論の事あり是より先新波の惣領小代法早世
長祿三年の事なりとて子なりと御修理を父と長子義敏と代傳
して之職の座を空くは多く甲斐館倉城向等の
家人と有候とありたり伊勢守貞親の妻あり甲斐又

妹ありとて貞親小よりとて御一と小代法早世
義康と主しひして右兵衛督に任せられ義敏と退る
義敏よりして大内左衛門尉と候とありとて
六年の後に義敏の妻あり妹貞親の妻とあり勅遣と
名付て候も不渡とて貞親とて候ありとて義
敏の息男松丸氏藤原の藤原軒貞菜西堂の事あり
を一初堂として義敏義敏の事と候たり貞親の子
兵庫女貞宗跡止とて貞親とて候とありとて
多く義敏と候とて寛正六年冬上洛して十月廿九日
又の御理を又入道明宗とて貞親とありは年の元法
義敏と新波の家柄とありとて義康の宗全と
候とて小入代とて貞親の兵とて貞親と尾張義康

遠江の堺とてを形入楢とつけ捨楢とてて侍の
法衣も活しくむより兵とてを活中の志別
也——と時落書す

義敏二兄の浦の誓きれや、行勢の着めはむ計りて
官辨乃う活めむ世小治を以て——とて入るる
今川殿ハ義康の波のり——云所はせし御事其わわ
のうらまはるる義親むさし清元の家へ渡りし又
貞親の許ハ天下とけり港のりもとて細川山右と名を
けり河とてとて向——知——せられハ四月廿六日の夜貞親
天子約造并ハ西堂遠江御ふからとて落つ義敏同日
少少ハ落り九日小治大連判とて貞親ハ極悪と訴
訴せられしんよと活——むと止むる——とて

貞親逃散の作事

貞親ハ遠江の浦の朝めれや、あふまうれてもけり入る
とて——行のらわりの活れハ極めあり濃平親が
落しとて海を——とて——とて清平とてさるる今川殿
日即内府と信——とて書文と送——る同公の乱文をりし小
一色伊予と訴——る師在ありとて御も留山義統ハ日即
内府ハ少少ぬとねり御事所——御さしとて——とて
さるる——小治全入道とる御山の戦とて活る武勇と
るてもれハ極と味方しせハ南家のるるありぬる——
あひて師の兄女清流とて遠江所——毎日ハ極ハ極
ハ紅の事ハ極——とて文正二年十二月廿一日ハ極
とて日極ハ極有千本の地流流の門の扉ハ落書す

在野の依りてこころのつらむる山をうきとて山前のみつら
明れに意に元年正月朔日爰頃昌山を智杖殿と勅じ
明日は恒例とて笠懸の山成始めたりとて細くふゆの慶
忌に細くあれは法日と記せしは命しつらり政長元年
の春にさ度の太極の山成してなほ他は是の別の山成
こそありしめは作いぬ成事とて周章とて義就の政長と
此山して山形と称んて政長り方とて夫命権柄とて
て是と許つ別のため十の山名を杖殿の事ゆりて秋
中計ふふ今山名あり室所あり入ありと義就上流の
う二百里の流の館に移らんとてふり小指元政長ふ力と
命す且山名ありとて八坂送と命り上使とて政長と
命力の事と止し命たりとて室所ありとあらはれてと

使ありとれは指元水俣せし道不法女の軍政去義就ふ
命力とてふりたておとびひひと指元と法とてふりあり
山名は就官秋ありとて秋とせしふは山形知りてとてひひ
義就の山形知りしふとてとて十八の政長と称んて
政長と名なり教とてとて是細川に要害と道とれは命力と
とてひひと名とて室所ありとて山形知りてとて
は日又勝元は使とてとて山形知りてとて義就より細川民給
か補教春と名とて成り教春名の教とてありとて山形
元と政長ふ命力とてとて山形知りてとて
去来れは又打登とて昌山知りてとてひひの程と前とて
初と十八日の卯の刻に我初り山形知りてとて政長八指
元と物けとてとて山形知りてとて山形知りてとて

石見と山見とを結んで尾張及細川と打ち合はせり
 細川は雲取川と名取れり一尾張をこの川とせしめけ
 かりし一尾張中將と稱せり一尾張をこの川とせしめけ
 初て徳元叔父右馬次持次入道内々徳元と初れぬ家令
 と軍部とんと置てし今出川及細川山見方より
 ありて和徳の役と作し勝元と沸きし赤松清和の舊
 臣吉播才備系より入り勢あり一尾張世保の部政重抄
 入り尾張遠江の義敏の舊相抄入り若狭今留の庄一
 武田卜向して一色家人と出むす家令方人懐りて
 尾見くよ要害とて由ぬ六月廿七日山見方一色左衛門尉
 梅吉相流西実坊より入ると徳元方成貞流打入て流取
 たり明れぬ女より由流おられし夫軍と始りしり六月

徳元軍中とて少旗竿と中下とて思はし門下少旗と立り。
 細川方徳元 物津丹波 大旗 徳元 渡辺高政之 河内 徳元 中 徳元 守
津路満 春元 和泉与儀 和泉 徳元 新波義敏 出雲 徳元 富山政長 紀伊 徳元 中 徳元 赤松
 大膳守持清 出雲 徳元 赤松清和 備前 徳元 富樫友加賀
 武田大膳守文信 若狭 徳元 九十九列の兵十万余人。山見
 方 徳元 備前 相模守入道 伯耆 徳元 同幡与護 出雲 徳元 河内理重 石見 徳元
 新波義廉 越前 徳元 富山義純 出雲 徳元 河内理重 石見 徳元 成徳
 一色左衛門尉義重 丹波 徳元 成徳 出雲 徳元 河内理重 石見 徳元 河内理重 石見 徳元
 初より横遊大内新外政 周防 徳元 河内理重 石見 徳元 河内理重 石見 徳元 河内理重 石見 徳元
 七列の兵十一万六千餘人初て六月より日々に戦ふ
 此を洛中洛外悉く兵燹八月徳元之上皇と死す
 所は遠くありし一色と義政と名をいふと云ふ

道灌定政の教より是の崩谷妻小長亨元年九月
仍く本六角より頼上源世之義尚より一々証する頼甲
賀山より奔る義尚頼里小孫より今年伊勢新九郎宗
ト向し今川より属するの事延徳元年長亨元年の
中亨元年と南三月
廿六日將軍從一位内大臣源義尚頼里の孫中入苑
二十五年職十七年より義政嗣をたれ義視と相く四月
義視を流より帰洛して落飾せし子義材と義政
長小二年正月七日右將軍從一位左大臣准三官義政
薨す時源世四十九年之七月義材將軍宣下廿奉從
四位下中將より三年正月七日入道大臣源義視薨
す四月從二位左兵衛督源政知伊豆より率之廿七
廿一事一存の八束の丸
の曹子教されしと云

任せし唯此書本香樹既春日局なりしりして理非とも
事一人云事とも知りぬる者如房備江兵元在の計ひ
とて酒宴淫楽の紛れより沙汰せしきしりひ今と
具角より暮りて論人より事ありて又相格より
ゆけりて人より理と相り又事ありてゆき相格と
紛れハ此書本より思案より沙汰せし相格礼せしる島山
有家あり文安元年甲子より今年應永元年丁未
丁未迄
終古己身の中より有家無小親由とあり事丁未
丁未迄
是と名ふる何の不義もなき又何の忠もなき又武傳の
家も義敏義廣終十年の事より政勅勅せしる事丁未
丁未迄
是皆伊勢より貞親より陳春の事より相り忠と相り姪も
せし故也。其は江別垣津の住人結春よりしる事云の若

神祇天下の法武と定めあひし事とをくは
終に——是令く人臣の家の本は——の所を人君
の本とをわたりたり東山後の山後の本則是よりして
まひて初とし之圖る自邦家と露——の事も奸は
世と初んたりも必絶嗣の本小報りたるは終に
ありて——事なり

義政の所天下の政云ふ事——也應仁元ありて
本後醍醐中興の政被れ——時の也——是後山本
香樹流春日尚をく内考よりして——事と執
りひし——は皆伊勢も自親之自親事記よる下し
詳なり且別記も自親ハ山本家の山本之新造と云
とて戸なり是初の遠急か——されハ天下の山本

今の本事と不願しん記せり伊勢の事論其小
田原とてありされ——舊記と云るに家所及の山本
分よりして——其傳の事ハ支流ありて他
應永五年義満武家の三職七流号と定められ
伊勢も自行とて考者——せられ自記の子伊勢
守自全自全子從四位下伊勢も自親をりて嫡子ハ
多庫分自全後備中も又伊勢も自親に任——は
令傳し——いあて世——人——は
人——は——自親ハ文明六年正月甲子最を
卒せ——は——應仁の初は——は
親元日記ありて——は——高時の権勢家御事
も月——は——初め義満考者の職とされ——

既よ過りたりやあふは職も朝家の元人の職當ふ
よく知る事とも受ぬ元人と云職じりいなるを
ふは依然の時時うおれりきり後古事法と見
ふむう一平城の中時とハ此あももつと政いひ
かりと假式いしあつこの御主とて南面よ
かりもは群臣百僚をく産ふ播き四方の御人
さうなく内裏へ集りて言さし札のうよふ人
文の程と三物と呈れりうたれあはし一の民百姓も
中文とて集りはれし御史印祀辨ハ御言を
治事ハあふく是と讀り群臣も若きと評定し
之と由のゆりり物定と法下うまのし一后布られハ
別問のり中文多しと評の介よ自たけぬれハ此と

産もは依り成来くそ法ハ此物とお病して若き以
くふと政と一とそぬれハとゆは御事ハ此物とゆり
り君の心よハ民の慈と安をく此のゆりり介の
大事なりりりり後天宮よりいしとこれなりは若
評の介放遣ふして政とゆハ入のたれとも假式ハ
たゆりりりむ位の元人二人成りして此障子のたつふ
きては慈と安しめ群臣と安しとて後よ安をく成放
させのひたり是今の職事のもしめは依然の別業な
とハあふかりしゆりりあふ此物とて三問しり
政よあもせはいさるとりしとま又職原抄元人の所の
ハは考ふ後天皇帝宇弘仁年中初置之換
異物ゆ中内侍等職ハ被侍中尤ハ重任内侍者

友者く任也或省卑之代或有貴之時古来友者
知事先賢之^言謗也唐玄宗以內侍高力士為
一品將軍爾降內侍執文武之柄遂亡唐祚依之
執事^改之友太恩友者不於不必就弘仁以從少納
言及侍從為近習宣傳之職而此御宇初直南所
ととく一^一是等の孔せるを^一以て^一るふ^一家可^一友の代
伴^一知^一家司^一亦^一判^一不^一知^一の^一死^一人^一去^一知^一の^一内^一侍^一の^一職^一
自^一親^一り^一代^一り^一て^一威^一福^一の^一控^一彼^一り^一学^一小^一於^一て^一勢^一益^一
端^一横^一ま^一り^一彼^一明^一皇^一の^一代^一り^一言^一力^一士^一有^一決^一章^一奏^一進^一退^一
わ^一相^一せ^一り^一め^一く^一こ^一ま^一な^一り^一て^一義^一政^一の^一山^一父^一母^一こ^一ま^一り^一
自^一稱^一り^一ふ^一む^一の^一年^一彼^一唐^一末^一の^一定^一策^一必^一老^一門^一は^一天^一子^一の^一
福^一小^一是^一を^一く^一は^一去^一知^一の^一友^一侍^一り^一つ^一も^一の^一い^一れ^一と^一是^一刑^一降

掃^一除^一の^一人^一も^一士^一流^一程^一を^一と^一都^一じ^一事^一と^一知^一き^一り^一自^一親^一
り^一め^一さ^一り^一あ^一り^一は^一桓^一武^一平^一氏^一の^一流^一を^一と^一馬^一の^一葉^一
と^一家^一中^一に^一代^一り^一の^一云^一方^一不^一違^一り^一せ^一り^一者^一そ^一れ^一は^一威^一福^一
其^一知^一の^一友^一侍^一り^一は^一相^一を^一く^一り^一さ^一り^一る^一職^一掌^一の^一者^一
お^一も^一く^一誅^一滅^一さ^一り^一威^一福^一と^一恐^一ふ^一さ^一り^一り^一法^一世^一を^一ら^一
た^一ら^一事^一と^一そ^一り^一り^一は^一所^一を^一ら^一る^一人^一と^一て^一宣^一傳^一の^一職^一と
目^一を^一ら^一り^一り^一事^一知^一り^一り^一は^一流^一弊^一遂^一に^一
去^一り^一と^一漢^一を^一福^一と^一知^一り^一事^一と^一知^一り^一き^一ん^一は^一東^一漢^一の^一末^一唐^一
の^一衰^一へ^一り^一代^一り^一の^一を^一く^一保^一せ^一梅^一を^一て^一事^一を^一り^一家^一
神^一能^一かり^一事^一と^一く^一儘^一を^一ひ^一り^一や^一西^一初^一を^一め^一る^一職^一
と^一い^一ま^一れ^一り^一り^一り^一又^一義^一滿^一の^一附^一望^一願^一職^一等^一と^一定^一め

ツ中知といふと又竹氏の末子石河と相まるといふ事
ありとていふ事ありあむえはむとて是れ竹氏の代と傳へて
終へて静るなりとてこれと義詮を叙しおのせしむる氏
直義相次とて之を滿座とて云ふれ事一と云ふ事
云維一と事傳いし事とていふ事とていふ事とていふ事
府と事不問れ事とて義詮より此とて代々の將軍
都の中ふ生長しつひしとて秋鞠管絃の世ひとの
事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
中ふとていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
越てといふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
はひし事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
問れ成る事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事

押建都の事いふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
牛安城いふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
そしていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
いつこの代の事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
これと桓武帝いふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
初初といふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
よとて後撰の事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
よとて有深年いふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
弓馬の術いふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
平氏の勳功いふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
徳大將軍いふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
及ひていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事

のそぬき時をきりていふも平家の人とい年月
都の内は信濃の公家の人といわたりていふ
武勇の事いふもきりていふも相違はる
と遠くぬ境いふいふいふいふいふいふ
積ふをたれて武州のわしりたり武勇の相違のちる
ちりていふいふいふいふいふいふいふ
一日も武勇の事いふもきりていふも
春風の代も又鎌倉と保りいふいふいふいふ
そのちりていふいふいふいふいふいふ
きりていふいふいふいふいふいふ
道徳のあらとていふいふいふいふいふ
多しいふいふいふいふいふいふいふ

御んふ御りいふいふ又ち坂城と撰て子孫を世の
とるいふいふいふいふいふいふいふ
而もいふいふいふいふいふいふいふ
神社ありて御りいふいふいふいふいふ
座ありて御りいふいふいふいふいふ
城といふいふいふいふいふいふいふ
ありて御りいふいふいふいふいふ
いふいふいふいふいふいふいふ
いふいふいふいふいふいふいふ
今の代いふいふいふいふいふいふ
事といふいふいふいふいふいふ
ういふいふいふいふいふいふ

事放油世早十九年の中よみ来て二百餘年の今よ
乃り書のお子之状よ内作危荒外作禽荒耳
酒嗜音岐宇雕牆有二十此未或不亡と云々伊訓の
教有恒舞于宮醉歌于室時謂巫風敢有殉于
貨色恒于遊畎時謂淫風敢有侮聖言逆忠直
遠者德比頽童時謂亂風推茲三風十愆卿士
有二十身家必衰邦君有二十身國必亡と云々
戒たりか先考の事為よ一ありそとて家とて國
ともと一いれり一語をいふ方よ一とてかざる
而もさくあり一とれ世の初と一と理之家よ夫のな
ざり初とあり一は自をむり孽の道りたり一は
た一物ると今の人む傲よの戒と知り一して唯と恩

よひ養ふ事や行成りよと云々

義材ハ今新川入道大納言深義視の子也希藏に年毎に
十三年義政に仕て後明應元年八月去任帥て河内
六角を惣と討て二井寺小治とて中興甲斐山と遊る義
材師京二年二月河内へ向ひ畠山上總分義豊城討
策願畠山を督政長とてとる
梅のた義豊ハ義材の子也
長教院ハ長考の別れをた
義豊ハ今十年辛巳と云四月義材正覚寺小治とて義豊ハ
卷田小治とてとる小細川が家人と好二節を奪つ元長よ
通して細川が加勢とむ元長の子と云々人本多事と政元と
細く義豊小同せし義豊正覚寺と政元と政元
見と物けて同く政元畠山政長討れ其子尾張と尚頼ハ
此別よ去り義材とてたれりかくて政元伊豆とて政

知の男義通とひうへてまゝに之年六月義村潜小進れ
て越中へ赴きあり又周防より大内へ許小あり

義澄初名義通改義高城成後の男政元なるは後醍醐天皇
在職十四年明應三年伊勢新九郎入相別取向家成

六年九月古河成氏率て時子政氏を右馬頭たり
九年九月後古河門院尚九郎主位三十二年礼世の御年

より少察の料をく四十日御内裏の御年よ重なりせ
十月暮り後柏原院流政元先帝太子 三十七年永正元年十月尚

上秋野定と藤谷の上秋朝事と河越と戦ふ二年如
略と此河上宗早雲と子氏徳父子武別むくま威園

赤ふつひひふあ上秋おる小防と戦ふ四年六月女ら
次細川右衛門政元と下の赤ふつひひひ政元宗人

香西又六郎とま若謀及りて政元を存家と命とま若ふ
終ひて細川と政元を若精進のちと今夕浴室と

入とと命教たり近習と治と他事といふもの事合と
もとと一刀とて匠と治と他事といふもの事合と

あて子と下屋形讀後与元治と子六郎沈元と若子と
一書ありは澄澄と義去り子あり細川家にもと願せしむれんよりは義村流ハ
家柄とれは主系とて上屋形と云類之とあり九近は徳治春の後八徳別河内守
満之と後八徳別と主系あり沈元義沈沈とて河内と奔り香西

等相激して政元始り九宗園日尚徳の末子と若ふ九郎
沈之と名ありとて和立て虎山と城と構虎の七月沈元

兵と引て上落之と好能事と長輝多兵と縁とと掛別
より上系と入る九月香西と戦ふ治と他事といふと遂ふ

戸倉と討り香西夫小中ととて死とと意傳れと九郎

顯定家人長尾為景の死七十一人十歳を
越後より浦倉より起る國事と傾き半軍作年子
をくして石河政氏の子顯貞と憲實の孫憲房以
養子とす八年六月前將軍義隆河内岳山を薨
二子法良院をくちり此月細川右馬介政賢九段入格政賢
四子宗金の勢と傾き東と成る人義隆義興丹波
去り政賢東へ入り義隆と傾きして帰洛舟岳山を
合戦し政賢收死す九年義興叙後三位軍功より
ころして十年三月義隆河内へ向ひ軍破れて六月
河原谷と義隆と改む十二年少宗早雲三浦女道
寸陸奥と子新井忠次陸奥と七一兵威経く
成るむ上秋洲嘉永十六年八月大内右衛門義興職と

と評して帰洛陸奥十年家茂家の事と執りひく
財をくゆりしりふ此法に家茂家同く嘉永東作
嘉永そのぬる家の人々義興と称して連く破る一却
あり又西の大名と傾きト向の人々より十七年細
川澄元と名をく戦ひ始り初め政元子とすくく
家康右衛門と傾き二男右馬介満吉と名をく孫氏に傳
政春と名をくと名をく又九條友の末子澄之と名をく
かく道政元と名をく時をく初め澄元と名をくこれ
これいふ名は初より澄元といふ名ありは澄元義興の
向むと名をく河内より兵と名をく名をく戦ふ名をく
て河内より兵と名をく兵と名をく上洛をくは義隆元と
いふ名をく名をく討んく名をく名をく名をく名をく
義隆

是日蓮宗門徒と修りて後群の介端りて八坂山の僧
修りて八月三宅お相るむ村とて言ふ子晴由と
教を是日蓮年五坂の門徒と勢造りてあつて利を
あつて晴由と修りてとて言ふと修りて晴由と將
初とて先五坂と攻りて我利をて家のこ修りてむ村
かしては謀成りてとて言ひて晴由と教りて罪と造れんと
せりて言ひて又はとて言ふとて晴由免きりて
教せりて言ひて又は年五坂の門徒と修りて成内と
て我は六年十月より所在彦彦佐義明と余氏修り
りて修り初め石河成氏の子石馬河政氏家治と修りて
男あり長子と基二子義明二子基樹とて言ふ父子兄弟
兄弟の事ありて義明の奥別より政氏は基と修り

て同宿の城より修りて享禄元年七月卒也 政氏と基父子の合戦は水正
四年の事と云れぬ所 是は上総守の守後武田豊之入彦忠用
成幸と云評あり 貞里谷 同武田忠邦と争論の事あり余ハ千葉一族
として家人の子葉修れり如修りて武田御事と修り
修りてりして義明と修りて修りて修りて修りて
上総下総安房の主人多池集りてと修りて修りて修り
二年より内より修りて修りて修りて修りて修りて
修りて修りて修りて修りて修りて修りて修りて
修りて修りて修りて修りて修りて修りて修りて
と討逃り上総と武光の國に修りて修りて修りて
上総と滅りて修りて修りて修りて修りて修りて
息信氏の事と修りて修りて修りて修りて修りて

ろくろ丸られく陶進討の勅頗りたるうりく將軍もよ好
も容易く討りし叶ふるも之の氏を陶と勅勅思
と義隆の甥大友新を仰義統う中右宗を義長とま
大月の世嗣とすは阿太明勅命の早未て大月的は止じ
より西蕃の天主教傳りしより正一年正月長慶うり小
よりとく義友弟淡あり晴元入石して好くは留り月
細川二郎氏経河内より上洛三月右京東上住候をより三
好細川より代りて天下の務を執りし長慶は洛中殿内南
海の事と掌て折別は後しと家人松永淳正忠久秀と京
小布しむ此年上秋安領憲政小宗氏康より小上野
平井の成とありれ越後より通りしと子就あ凡は補くま
教りし是より先天文七年扇谷上秋より細之修政更ハ
ね興の子ハ

^{十本}氏経小竹修りれ此年山内も氏康も亡りしと松永備房顯
う代亨徳二年より右河内と戦始りく顯定之憲房憲
寛憲改め世より傳へて此年天文八年まで九十年ありし
滅ひより右河内ハ成氏の舊稱也二年二月三好之虎
在嘉智晴氏の時より
細川持隆と教りし是ハ持隆う世に負之晴元と謀と通して
之虎とすありしと安下し小よりとて七月相軍晴元と京より
晴元う軍勢皆入洛し八月長慶大兵と引て入洛し相軍の
城川の所所と攻んとす義友山内より一落し晴元と在丹波(居
十余りの後河内とす)
古二年二月義友改め義輝長慶丹波より向て彼より
法城とあり又澄別より向して兵と置し播磨より弘
治元年正月播磨の武人高橋より年毛利元就陶入道
全義と討り元就義隆より陶と戦ふ事年と終り

大和氏伊の兵乞ふ遊ふ長慶兵以和氣をよる白毛と
致しし此身の春上秋輝虎山白毛と致し去身より遊清
園白和嗣とと越後より遠く山白毛丁具一動く其園赤
の侍致く者多かりしと致して九月廿四日河平
治し致ふ和嗣の去身河平治六年二月二日好実体去身河平治
ら致く並列久高の致し致れく自致の好く兵悉く
清の致く兵整へ成し久の好く法城治治り高宅持津
寺を致く和初田城とと致し治治り区さく六月に其の習を
催しと去身より酒り義長久秀致し兵と入河平治を
ら致く致しと乞と致りら致く兵討り者多し一依と本
筒井致り治しと致く六年二月細川晴元掃討を率す
八月二日義長掃討芥川の城を致し掃討取久秀ら治ふ

毒致せし治しとと去身より二男義隆と世継とす義隆実八十
十二月細川右京守文氏徳治の城を率す此年里見
義弘父子和氣氏康氏政天と武列の由府治りく
致し里見致りも利元治雲列富田の城と致し尾子
晴久治り弘治二年より今年と七十年に致して毛利
致し治ぬ毛より毛利十列和氣周湯長門備中備後と
因幡伯耆出雲越後石見と
侯せ願せり豊後の方友備前のは向く致し本年止せ
七年六月里見和氣久秀河平治治盛の城を治り和氣送謀
けりしとと去身より治り九日去身を和氣と治し去身を和
氣致し治りしと致して七月去身を和氣と治し去身を和
氣治し治り信長和氣と致し治り和氣治具一族と滅しと
尾平治治り治身城治し治り治し八年六月十九日好

所ある義経亦、松永淳正を子孫の依久通多るる方の
中野と圓の義輝自ら防る預みて治よ大と放て自
殺時、將軍の弟一宗流り門主元慶鹿苑寺周高城
誘り、つて教えんとて周高流り覺慶、八春日山と城を
近江に立ち、仍て其義賢入及水調ふりて、因依一義
と号せり、つて之好山城る康長号、八松永、其公を事と
知りて、諱とて義経とて、其流り、つて義経も松永と
つて、同ふり、つて、義経とて、其の城、つて、八
松永、つて、其の山、つて、其の城、つて、其の
九年正月、河内、つて、其の康長号と、つて、其の
事、つて、其の和と、つて、其の城、つて、其の
つて、其の二月、つて、其の和と、つて、其の城、つて、其の

おて、流り、つて、其の康長号と、つて、其の
流り、つて、其の和と、つて、其の城、つて、其の
越水の城、つて、其の和と、つて、其の城、つて、其の
任下、つて、其の和と、つて、其の城、つて、其の
久秀、つて、其の和と、つて、其の城、つて、其の
義経、つて、其の和と、つて、其の城、つて、其の
六月、康長、つて、其の和と、つて、其の城、つて、其の
大寺、つて、其の和と、つて、其の城、つて、其の
義輝、つて、其の和と、つて、其の城、つて、其の
秀盛、つて、其の和と、つて、其の城、つて、其の
秋、つて、其の和と、つて、其の城、つて、其の
利、つて、其の和と、つて、其の城、つて、其の

相とて彼由よ新さあひし〜今内様して山由とて
あさせりしつて〜いかに縁若あれ〜大館治
部を捕時息とて山形〜義系長て朝倉孫八郎
景虎と定ひ小糸〜ひねて武部を捕〜成されて九月
晦日石橋とま〜教賀の城〜御〜今年八月御海く
そりぬま〜御〜一宗家〜定〜入〜せん〜小のり
十年二月加賀の一揆起り〜十月まで八教賀〜座
向〜十月大り〜八教賀とて山由有りて一宗の古者ち〜入
り〜義系奔走きり〜十年二月義化ハ義系
命よりして山城の津田の城〜御り義系十年二月征夷
將軍よをさる勅使善門寺〜下向山内義系
の十月三月義系御奉
とて義系〜御二位〜御とて四月二條岡白晴良ハ義系と

らあ〜りん〜下向義系容態の成ありて六月河原六
月の末義系嫡子元春九郎〜御とてハ義系と相〜
上洛も難〜信長と相〜御〜義系と
止め〜七月の末〜一宗谷氏〜義系と相〜
あり〜〜信長の怒〜山内〜
あれ〜の兵とて信長〜近江の城〜信長
とて近江の者御湖の座〜信長と相〜義系
兵い〜義系御〜信長〜八月信長江別
向い〜信長〜信長〜信長〜
九月兼頼〜信長〜信長〜信長〜
の城とて〜信長〜信長〜信長〜
向て〜信長〜信長〜信長〜
義系信長
信長兼頼寺九月信長

北島具教父子と大河内之誠、圓じも八水園と公と
信長の上洛と成んをせしむるに九月廿四日の法
城崩と初と海し信長の二男信雄と智とす信長の女
西成清より元禄九年四月信長越前へ向ふ信長は義昭と頼朝
てとるも信長はとるふと五年義昭上洛の時小幡虎と上洛とす信長は義昭と頼朝
是より先三月信長京より来り此時 神祖も来り此時
三好義純は初田惟政に永秀等も活きたりとのふ初と
羽合と討とん事とすこれと信長の兵手前山定と橋
守の誠と成せし小幡井備前も長政と去部とす
信長八河内を此時 神祖治より軍と収めたり六月
信長五兵衛と出とて死ふ 神祖は信長を去と破り
夕ひくく小幡井も破り七月三好山城を去り兵柄は去り

義昭相勢とせし六月信長上洛とす折別は向ふ高山
与政三好義純相田に形あり去り合と九月義昭と横
別より信長天王寺の跡とありて中務と成り也高橋
南城と成んとす大坂の門跡光厳三好と成り合と成り
て信長は小幡井と去部山と成りて信長の将教と成り可成
と討とる信長はとて成りて義昭と成りては別は向ひ高
山三好相田に成りてありて折別はあつ義昭三好と成り
て信長は信長山と成りてと成りて山門の歌と成りて
義昭の伴小幡井と信長義昭相田と成りてと成りて
二年信長叡山の信朝倉小幡井と成りてと成りて九月
月山と成りて信長と成りてと成りてと成りてと成りて
小幡井と成りて信長と成りてと成りてと成りてと成りて

あひまありてのりこと於て川邊に於て津井の戦の時
今度山門の存続一休せし我分あり山門願元のよ
還附きて一休せし我家の力もして彼を於て親ふ
わさくは川邊とて物くはるるは若くは常の遠ひか根本
中堂と初めて山王女一社傍房徳意をすて悉く梳拂ふ
毎一とちとても是の地りんは年々云々の如くは
放りしは傍屋の跡多りと此後く首と切らば印を女
小童ねとありは生捕て彼をハ物けりありてとて一
ゆりされぬお千の尻山と山りてつちては印の城と接して
明智の編ふ

梅のふ中せより敵岳の傍屋兵杖と帯して居ますれ
物家と劫りたり代々の帝王将相あれて彼の中あり

任せられしは残害頗る佛氏の可なるは
ふ小僧長共被戒を律と為りて遂に其の山と梳せし
ぬそりの八張忍をりてはも永く敵僧の凶悪とのそ
ありとも又天りて功を事の下をりて

此年信長因襲と送畢三年とて功成をり
末代は関をさるるは小流中の商賈の金銀と計けて
毎月を利と成貢献をたして約一統を滅したるは
家承お後ののり写と抄法を

梅のふと又豪傑の拳をりて

二年六月留山より家入官職を庫りたるは
戦々たるは一年の好長はねれたりとて
久秀相別志賀城久通多門殿より
南は礼の留山の残るは信長留山の如く
天正元年三月信長十七條

と記し義昭を誅む二月義昭出陣遠州より向ひ信長
津井ハ江別より向ひて信長軍あり津と伺ひて信長と
討ん事とらるる故て中山堂向より要書と接つる信長
兵とて悉く修る二月と後義昭初とも六月内國
七月義昭日御大納言より余宰相楳伊勢伊勢与三刺
大和とて二條の城とす七月自より宇治松崎より筑
とるし信長故て入洛しての七日二條の城と攻んうとれハ
為りの人々皆棄てて十七日都と立てて十より一櫻橋と攻修り
義昭とハ秀吉とて河内若江の城より送りきん

拙る義昭以後毛利輝元と相争く徳後の頼山陽と
七年月並み共々いひし事とて
信長も利家の
如くもす 補
任とらるる天正二年義昭九歳五五のうとる

二年より備前より下向せし事とて又十六年五十六年正月
十日高松城同日准之官宣下注名道慶号昌山慶長
二年八月廿一日荒涼号高湯流と名の懸別を失
りれし由と申之又秀吉の関白とすれし事ハ義昭
の養子とて將軍とすんし満りれし事ハ義昭
故とて許されざりし事ハ弟亭晴季と満りて関
白とすれし事とて是は事と義昭の母よりおりし事
せし事ハあらざるなり

初る氏將軍とすりし事とて九十九の世歴
年或百十九年とてしむ
吉氏と義昭は終りて終りて義昭の
其庶兄とすりし事とて終りて終りて

成福と仰るの御事と云ふ所相うそと云成と仰る
之好も相承も又從て滅びし事滅せゆらうて
ゆらうの理と云ふ事

信長治世之事 天正元年より
日十年と上終り

天正元年八月信長越前へ向ひ筑前義家と滅し
終るに別よきて浪井長政と又久政と打平しけ
仍る末義家督の給江の城と攻めしるに義家仍
仍る来り家も亡ひぬ十月河内へ向ひて畠山を攻り
送臣等と討し小好た家又義家家人多難危丹後
同帝陰外浪た名も義家を殺しし信長は治り四年
十月小畠具教父子二人と殺し信長と捕ふ初め信長
小伊勢八郎と攻めり永禄十一年神戶下野りし

三男信孝十一歳をりしと波家の老ふしとて身又
今廿三の節と去地の家督とすし神戶虎人う妹嫁と
きて長郎上郎女信色しと名あり也初て市中の士族か
たりしひと司具教の大河内の城と攻て初と相承と海し
同十二年二男信雅二十と信雅具教の子の如く配して家督と
すし天正四年十月はありし治りて具教はよ二男長郎
少弟二男式部を捕及ふと一歳の子ありと河内去康次
の解又大河内一族河内一族皆司のと介小畠の一族十二人
家ありしとて殺し信雅とい合ふ助て捕へる小畠の家
親房の二男頭はより頭太満雅教具政具材親時具
具教信雅九世或百甲存年しとて一時亡ひぬ具教
時
早十九女信雅
女六女信雅子安 六年春紀別と年しと十月大和信貴城と

攻落し久秀久通自教初之好義能くたふ高山と云ふ
亡し信長留山と物ありし久秀信貴より久通ハ
多門入り籠りし天正元年の去多門城と断して
天子より治まらば年方坂の城と云ふとて天王寺よ
臨せし志貴の城より門中へ平願寺母ハ難波の者
よりとてひて信長ハ城より信忠の乃よと云ふ

捕りふ之好りし小室京長治る二男孫次郎長房治る
河波の守備と成て始て信州より捕り之好りふ
而も恒せし之好り名高しり是長房六代の孫
信濃守義長う代の事と云ふ足利家の代と成て
細川家と領しり一扇し之好次第是耐
之長持元よ従て子世し之子右衛門尉之長持元

編之好前も七輝入る希雲と云ふト絶ち長秀
之好義摩る九長入る海雲其長子源理長長
二男長治之虎之孫入る実休之男本宅本持津守
本原之男十河氏終の備一存之男野に本宅と云ふ
治治の本宅本中河河河の一丈井次源河の十河
皆是之好の一孫と云ふより子義長死せし十河
一存より世世に之好長長義能く宗と入る
と云ふハ長輝と云ふ初ハ神の印政と云ふ
嫡子ト野守定清約用女と号し二男因幡守一任
入るして之好りふ又海雲の弟日向政原山城守
原長入るして弟長と云ふなり之好嫡流ハ希雲長
秀海雲長長義能く代と云ふなりと解ハ宗と云

岩室休多世のあはるるに松永ハ歸國と云ふる家入とて
高野の如雅よりしり初り長多と物けて名と天
りし終りて云ふる巻せりよあんで義長と毒殺し
を原と流罪し終り義経とよりんち方義輝と
鞆しより終り信長義昭と事しと織田と津
とく事云し終り義隆久秀と終りて更て西郷と
梨安ハ義昭とハ逃りしと彼等とハ罪と問りん
義隆松永信長と終りて終りて又松永ハ終りしと
あはしと終りて終り義隆ハ終りしと終りの終り終れ
松永まのりて終りしと終りしと是と母を彼ハ二人
亡ししと事しと終りしと終りしと信長送終しと終りて
義昭と忠ありしと終りしと義昭又彼等と罪と問りん

よりん天と載りしと終りしと讎言と云く山家人と稱せしとかく
名教の礼れしと誠し礼せしとハ何りたりかる世の
有りしと事しと終りしと君と教しと又と教しとて我と除
て勇むととのたのめましと事しと終りしと信長と終
て先秀と殺せしと事しと終りしと信考と秀考と終りしと信雅
と秀考と傾けられしと事しと終りしと事しと
又松永討れしと月秀考と捕たと事しと終りしと秀考中と事しと
終りしと終りしと既しと事しと許しと事しと但馬の事しと
事しと終りしと中と事しと終りしと同六年と事しと終りしと
事しと終りしと終りしと終りしと七年丹波と事しと終りしと
同八年播磨と事しと終りしと今年大坂の門跡光徳勅旨と
事しと終りしと終りしと終りしと終りしと

梅久初め元龜元年大坂の事起りし事とけ年よ
印して十年より事定まり信長の兵威を以て
是と亡きより叶ひ終る勅諭を以てする年と是より
先尾羽長治の一揆起りて務事を治りされども
信長の命を津田大湯と信廣命半兵衛尉秀成
法曹津田市物信成と治りし氏家常法令上全
林新之節を討りしものねあしは柴田勝家伊賀守
弓富底と治り是より先年加賀の留置命も一向宗の
乃小室と亡され越前朝倉も加賀一向の族ふる
るひりり度より及ひ近くは我 神祖と此年より
て玉やんを死りしとされけ代初め小室物よ分
あひてか〜と勢いと抑へるひりり〜天寸の

地と領せし〜二流程玉君の留置命をむらぬ
る〜事よ

十年二月甲斐由平〜けて武田勝頼七十信勝計父子
と討り六月信長明智日向昌光秀よりふる織加賀
信忠二條乃山〜と自教二計

梅久小室利家の家領の其一つ武備は尾張越前遠江
等の守護よとありたり其中尾張八郡を分りて
下河郡は織田大和守司りて主の武備と在り清洲
の城よあり上河郡は織田伊勢守信安司りて最倉
城よあり織田の斯波
大和守のこ大和守り下よ三奉行とありり
岡崎守最良の深心志とあり清洲同と在り名承りる深心
忠治八備後守とあり信長の父信秀の事と信長

君臣義と知るる所也或は坊々や義禪を執せし械を
伐んと揚々して初め小義徳久秀久津と文々夫のこ
たふは必死と割あつて河内近江の依り来秋末の如倉
寄るを力とて依りて義徳を物けらるるといふこと
賊と稱して討たる利を云ふる高き事なり
初函達の人智共志と以て徳もまた後世絶ざるなり
徳もつて世に傳ふる所は人小松因府重盛の後より
そとのふれさるる実事なりは後因府の所業とも
りつて一見一り徳仁の礼後世の人戦闘を好む民力
目くも存れ固財目くも金一なりは備後守信秀
沃饒の地は播く富法の術と以り耕稼と事なり
兵財よりた豊なりは信長共業を傳ふる英傑の

士と評く百戦の功とまはせし言共國は通の地なり
東作ふとく且つ是利及十数代の修光と傳りて
新くれくは威名天りよりふも是なり秀長を執るを
欺て由と案の事なりは共徳せし人信長信長の
舊居たれはさるるふも徳を絶るなりは此況や家
神江秀長を伐りあひ齋好と忘れぬはさるるは今ふ
るも徳を絶るなりは徳せしは是なりは人徳徳なりは
け人のあつたりは天下の府を強て家 神社の
掌押は海せしむるなりは今日由郡とまはる徳一を
徳なりはまの事なりは今日由郡とまはる徳一を
まはる徳の人徳信長の事なりは徳を絶るなりは
是なりは徳の事なりは徳一なりは今日由郡の

信長よりや世に信長秀吉よく識人々登りし
と申れ来りしふ所は御もて秀吉識人々登りし
信長よりなりし信長の識りし人々も皆是れ
よはりしきりし秀吉秀吉より人々を
也と申れし人々も秀吉より人々を
乃よ識りし人々と識りし人々も皆是れ
沈川信長おの池田山内山内の類皆く信長の率
伍の中より挙用ひし人々も皆是れ
大層よく郡由とも侍候せり人々も皆是れ
滅登りし人々も皆是れ
信長秀吉の御
家とも身をもてし人々も皆是れ

物くま子孫とせし人々も皆是れ
とも志願し忠義と名ひてと執せし人々も皆是れ
かゝる人々も皆是れ
信長より通し人々も皆是れ
法も秀吉より傳りて人々も皆是れ
用ひし人々も皆是れ
きりし人々も皆是れ
あつし人々も皆是れ
英雄と罵駁せり人々も皆是れ
あつし人々も皆是れ
所謂礼世の忠義と名ひて人々も皆是れ
神祇の将士の皆忠義に義士なりし人々も皆是れ

御ふ勅せに云もてまゝそのの信長秀吉の玉郡
多く功あり者、裂ちつゝもとて字傳へて我
神祀のありおろしつゝと彼人よも及ひのりぬちと
あふ若もよお言まゝに世に傳ふるは我

神祀神保遠慮おの世にまといつてわろく功と
賞むハ齊の伯たり故にく賞と賞うて親と親と
そのハ魯の君子をいふれに伯者の氏の驩虞之者
の民の解々をといつてもかりいふれたりハ其の
いふれハ小牧の我ハ池田の首獲ハ時信根永井の功と
賞せんく者とと 神祀の賞なりハ一而を能
あつるをさるん 神祀の賞とあふハ後漢の
光武ハ仙をせりふおりりて宋の若祀ハ朝をせ給

一而のりハ伯ハ長とと是れハ法候の長とさうて
天子と扱て命とあり人をいひつゝなりハ一ハ玉帛
之法ハありこれハけりさるれハ管仲の奇術を
捕けしハ其術と用ひしとさうさる功とさす
故ハ多々の部力と用ひて仁義と能わるとさる
頼朝の天下とわらもハ其心を論ずれハ伯術ハ出
たれハ南河のみのめさハ其さるるの法候をり
若氏のめさも天子と扱て天下ハ命とさるハ
伯者の事ハ仙とれハ世の長をさるハ自ハ功と
若ハ玉帛と裂ちつゝも一而をれハ右の伯者のめさ
ももりハ信長ハのり幕府もも清治ももわら
ハ一而を方と賞哉とと徳院ももわらハ及ん

うん 雲田のめさし 不和をうらむ 半故あり 一は云のり
也て 減田の風の俗自りの武勇は 濟りく 一は云のり
而あり 一は云のり 群衆をうらむ 一決せしむ 一は云のり
秀吉の意 秀吉の幼く 信雄の愚問をうらむ 一は云のり
信孝の英氣あり 一は云のり 信孝の意ハ 一は云のり
るを 助けし 一は云のり 秀吉の意ハ 一は云のり
てお 一は云のり 一は云のり 一は云のり
と 一は云のり 一は云のり 一は云のり
先を 一は云のり 一は云のり 一は云のり
わら 一は云のり 一は云のり 一は云のり
神江の 一は云のり 一は云のり 一は云のり
これ 一は云のり 一は云のり 一は云のり

推し 一は云のり 一は云のり 一は云のり
と 一は云のり 一は云のり 一は云のり
一は云のり 一は云のり 一は云のり
天 一は云のり 一は云のり 一は云のり
又 一は云のり 一は云のり 一は云のり
一は云のり 一は云のり 一は云のり
一は云のり 一は云のり 一は云のり
一は云のり 一は云のり 一は云のり
一は云のり 一は云のり 一は云のり
又 一は云のり 一は云のり 一は云のり

抄ふ古法は 一は云のり
一は云のり 一は云のり 一は云のり

六十年と大つり氏いそり窮せしんは法未だ後せん事ハ
井田一度表して後一郡さうやくなり一さふは人の大を
せしれい者のやく或ハ一郡の庄とせん六十六列の地は
是より事と多ひてわいさうれいあしあし

さう六人軍法はあそく一沙切つり事と後りたるなる
一沙と後りしと死刑は河川刑罰況し重く成り死の重刑
の事と或ハ切腹或ハ斬罪獄門はうけて襟大あうか
りふ刑もあしう死はるにたし凶悪と多しこのいそ死
よりさふの正回と河川はうかすういむ大群の者た
ら終つた百年の今歿は傷の殺とありさの時はるん
ても死刑のさう減せしめし事なり

さう六人代より信と結ぶるは新法事なり
用ひしは是も其れも表せし事しを想て天下の改事
とありしんり口結し事なりしや

さう六人代より武家友達の介らるはあしあし
かしあしあしあしあしあしあしあしあしあし
さう六人代より官主と飾るはあしあしあしあし
一車はあそく九百の教書なりはあしあしあしあし
是とあ代しあしあしあしあしあしあしあしあし
これ節なりはあしあしあしあしあしあしあし
さう六人代より信と結ぶるは新法事なり
大周家の人々清書の人々の中はあしあしあしあし
風去て後家の風のやくは成るはあしあしあしあし
是物と終つたの二つと事なり

此の書代とていふは法の書代と誤とていふ事ハ邪説の事
と記して家門といふ事とて政事の家とせしめ
之時よりいふていふ書代といふ事と記していふ事
今よめていふ事と記していふ事

右の冊正徳壬辰春夏之間座と賜りて今と論
申せし時の講章の草也

源君義

讀史餘論卷之三

文政十二己丑秋自八月廿七日起筆同冬至十月十六日
荒木氏森本氏之而本寫之 中村直道

